2

 $\overline{4}$ 2 旦、 0

中 7

1

なり正式に国際法として成立しました。来年1月22日に発効することになります

米のホンジュラスが批准し3年に及ぶ国際的な運動の結果、年7月7日に国連で成立した「核兵器禁止条約」が、209

2

年

5 0

カュ 1

国と 0

# 非核の政府を求める大阪の会 豊島 達哉 〒542-0012 大阪市中央区谷町 7-3-4 (新谷町第 3 ビル 210 号) TEL.06 (6765) 3032 FAX.06 (6765) 3033 URL・https://hikaku-osaka.jp/ E-mail・hikaku-osaka.ghotmail.com 第200号 2020年11月1日

#### 75年に及ぶ こバクシャの宿願 (90日後に癸効=2021.1.22)

# 原水爆禁止運動(世界大会)の大いなる成果

という世論を国

内外に

0

核兵器は

共存できな

人道性であ

人類と の非

その根幹は核兵器

来た草の

根の

力です。



hikaku-osaka1986@kind.ocn.ne.jp

▲和田被団協事務局次長と国連幹部(2017.7)

抑止力」論が云の根拠としてい こと、 数の国家で共有された 安全 な国でも であることの認識が多 の安全保障」こそ重 には何ら役にたたない 三つは核保有国の 保障」より、 拠としていた「核 さらに 何よりも国連 (加盟国は小さ 論がテロ 動、 「国家の 「人間 対策 保有 玉

> 有国 ③条約に

核兵器の持ち 加入した非保 なります。

込みや配

備、

威嚇がで

きなくなります(=核抑

(冨田宏治氏

の違法化)

約なのい IMPT条約の不平等性 <u>ー</u>つ させることになりま にNPT条約に加盟し (日本原水協が200 怠慢への怒り、 97 的な働きかけです。 年 保有 が国際世論を高揚 核軍縮努力」義務 第6条、 玉 は 玉 非核保 々が生まれ、 0 連 との連携強化 年に発効した 国と「草の根 NGO に 認 核保有 有 国の その 条 国

器廃絶③被爆者援護 が①核戦争阻止②核兵 先頭に原水爆禁止

•

帯を終始訴え続けて

約で唯 保有国に ②条約に加わらない 重要な一 際ルールとなります されたことです。 界大戦後に ない大量 兵器の使用 核兵器をない世 ①条約が発効す った核兵器が第二 核兵器は違法」 番 ポイントは、 一破壊兵 禁止さ 対しても、 歩となります。 初めては をやめ、 公器であ 界 れて ると が 国 次世 廃核核 0 止

ントはなんでしょう。 下 核兵器禁止条約のポ 玉  $\mathcal{O}$ などがあげら 相 対 的 地 位 れ 0 低

あったのであろうか。 約を作らせた力は

1

今回の核兵器禁止

何で

それは「草の根の力」

-つ。

ヒバクシャを

運動

ま 1

棄を求める法的 根 拠

講演資料よ ŋ

①全人類共通の緊急課題として核戦争防止、核兵器廃絶の実現を求める。 ③国是とされる非核三原則を厳守する。 ③日本の核戦場化へのすべての措置を阻止する。 ⑤原水爆禁止世界大会のこれまでの合意にもとづいて国際連帯を強化する。 【非核五項目】

【批准国】ガイアナ、タイ、バチカン、メキシコ、キューバ、パレスチナ、ベネズエラ、パラオ、 オーストリア、ベトナム、コスタリカ、ニカラグア、ウルグアイ、ニュージーランド、※クック 諸島、ガンビア、サモア、サンマリノ、ヴァヌアツ、セントルシア、エルサルバドル、南アフリ カ、パナマ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ボリビア、カザフスタン、エクアドル、 バングラデシュ、キリバス、ラオス、モルディブ、トリニダード・トバゴ、ドミニカ、 グア・バーブーダ、パラグアイ、ナミビア、ベリーズ、レソト、フィジー、ボツワナ、アイルラ ンド、ナイジェリア、ニウエ、セントクリストファー・ネイビス、マルタ、マレーシア、ツバル ジャマイカ、ナウル、ホンジュラス(50か国)

界大

戦に纏わる当

国内や国際情勢の

米軍

艦載機による機銃

者たちの

闘いの

痕 労働 跡、

る人々の暮らし、 下で福島区界隈におけ

一の傷跡

巡り

さの

弾痕残る民家を案内

できました。

次に空襲

民に戦意高揚を煽

ŋ 軍

していたそうで、

面

に時

は

裏の長屋の中 でしたが、

務所跡は組合評説

地

議会」

発祥の事 日本労働

発足した「

第6回 [戦跡ウォー 催

家が建ってい

ました。

取り壊され、 れましたが、

新築民 数年前

貴重な戦跡が消えてい でなりませんでした。 く事態に遭遇し、 無念

助ウォークが今年は 切年春秋2回開催の

師・文学博士)のガイ

- で日

露戦争から第2

森

田

E 敏 彦 氏

(元高校教

24名が.

初参加でした。

21名の参加で

大阪市!

福島

区を尋ねま

9

月

19 春企

日に 画

征軍人碑」が建立され没記念碑」「満州事変出役記念碑」「満州事変出を記している。 三十七・八年戦争と言露戦争とは言わず明治 7 七 須神社には 巡 いました。当時は日原人碑」が建立され ・八年戦捷記念碑」、 りました。 X 内 0 神社 明治三十 2カ所も 田恵比

る 一

幕もあ

間で議論とな

され戦場で果

高揚で駆り出

戦意 ŋ

てた方々や空

た方々を慰

暗

黒の時代に先駆的労

組

合運動の拠点とし

訪

れた所は、

戦前

など、

参加者

続させるか、

撤去させるか

碑等を巡りました。

先  $\mathcal{O}$ 

?碑や空襲犠牲者記念

撃の弾痕跡、

戦意高

き進 ました。これら、 社の一角で目にとまり 600年記念碑」が神 舞する如くの「皇紀2 絶対主義的天皇制を鼓 読み取れました。また 玉 [主義] 産」をどうす 上 む明治政府の姿が 0 負の遺 国家の道 へと突

よって消え去ら

いずれ所有者の

J R に うれてし

なく、このままだと、

ら説明を記した銘板も

年

前の

痕跡ですが、

何

るか。過去の 過ちとして存 歴史

霊するため、 地 元住

痕。 としました。 75 壁面に無数に残る 戦争に対する住民 たちが建立した慰 機銃爆撃による弾 れた J R 高 ました。 察することができ たちの真の思いを 霊碑の前に立つと、 背筋がゾクッ 最後に訪 解下の

まうのではない

# 創刊号 1986年11月1日出 (個月刊) 非核の政府を求める大阪の会 非核政府大阪の会ニュー

## 「非核の政府を求める大阪の会」結成

大阪府民へのよびかけ 世 本をは現場と薄く一切の絵 ・ 課題をして成戦争をみな ・ が、程の音を発送すること。 ・ 「お社の書がある」の表で、日

65団体、45人が参加・賛同 設立趣意書、運営要綱を採択 (10月7日 日 日 日

### 非核の政府を求める大阪の会機関紙

今月号で 発行達成!

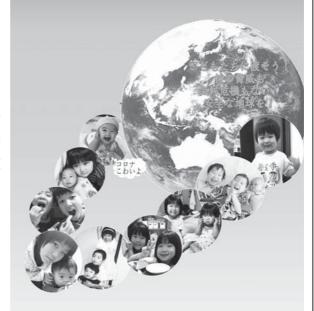
1986年11月1日に発行した当会の機関紙が、今月号で 記念すべき200号となりました。左記に掲載した「創刊 号」は、当会が結成したことをお知らせするニュースを特 集しています。亀田得治先生、黒田了一先生や北尻得五郎 先生が訴えてきた核兵器廃絶、この記念すべき 200 号で 「核兵器禁止条約」が成立し、発効する事態にまで国際政 治を草の根の力で動かしてきたことをお知らせできるこ とは当会としては望外の喜びです。そして先達の方々が求 めた「非核の政府」=核兵器禁止条約を署名・批准する政 府を今こそ、求めていく運動が必要となってきています。 会員の皆様のご支援・ご協力をお願いするとともにより 層の役に立つ紙面づくりに力をつくしてまいります。

恒 法 前文に「日 たくなに拒否しつづ [である日 めたいと思う」と宣 7 久 います。 0 名誉ある地位を いるにもかかわ ・国際社会にお平和を念願 平 9 和を念  $\mathcal{O}$ 世界に「不 本の政府が、 態になった 日 日

います。 る運動に大いに活用を を求める運動、 していただきたいと思 参加していくよう求め 府に核兵器禁止 1 協力をいただいて完成 したものです。 。 易集要項は下 |求める運動、日本政年からの非核の政府 会員のみなさんの 意見広告ポスター 領は下 お孫さんに 条約に 2 0 2 記に

本国民は、 ジ戦争被爆 本国憲

# 本は、ただちに 亥兵器禁止条約に署名を!



🚇 非核の政府を求める大阪の会

非核大阪の会意見広告ポスター

#### 【募集要項】

団体:一口3,000円

個人:一口1,000円 締め切り:11月末日



※完成予定は12月中旬、配布は年末から 年始にかけてです。2021年の非核・ 平和を求める運動にお役立てください。

お問い合わせ先、申し込みは 非核の政府を求める大阪の会まで TEL06-6765-3032 FAX06-6765-3033

いまだに続く被爆の苦しみ

ヒバクシャにも

完成しました!

# 冷たい 日本の政府

モ ア・ヒ 0 月23日、 近畿訴訟 高裁弁論を バクシャ 傍聴して



### 【非核平和のといくみお知らせ】

◇非核の会近畿交流会(大阪主催)

日時:12月12日(土)午後1時~5時

場所:大阪グリーン会館ホール

(大阪メトロ谷町線「南森町」下車)

第1部 近畿各府県の活動交流

第2部 講演会 講師 西谷文和さん

(当会常任世話人)

◆2020年日本平和大会(オンライン)

日時:11月21日(土)

全体集会 10:00~12:00

特別集会  $14:00\sim16:00$ 

場所:大阪平和委員会事務所(視聴)

※自宅で視聴したい方は大阪平和委員会 に申し込んでください。(206-6765-2840)

こったのか」を分かりきのこ雲の下で何が起 陳述を行いました。 るため、弁護士が意見 また、もう一人の原告 やすく弁論しました。 さんが亡くなら Yさんにつ いては、Y

調不良や自身が味わっらさんが、被爆後の体質を被爆された原告の2歳7か月の時、長 相を「原爆投下が、パワーポイが、パワーポイ 傍聴 たご苦労について意見 2歳7か 5「原爆投下から、て、長崎原爆の実 Eの控訴. しまし ポイントを 審  $\bar{\mathcal{O}}$ 弁護士 弁 論

移動して行われました中央公会堂小会議室に 報われる審判で、一日 終了後の報告集会は、 感じた傍聴でした。 勝利で終わらせたい も早くすべての訴訟を に寄り添 な判決を下したのを控 3 0 長年の苦労が少しでも (事務局傍聴 月26 回 動して行われました。 寄り添い、被爆者の判決を覆し、被爆者 裁判官が、 したものです。 日に大阪地 高 裁判は2021年 日です。 地裁の不 裁で不当 1

#### 核兵器の禁止に関する条約(前文)

このファイルは当会が冨田宏治先 生のご協力のもとで作製したもの です。お求めの方は当会事務局 に申し込んでください。

この条約の締約国は、

国際連合憲章の目的と原則の実現に寄与することを決意し、

いかなる核兵器の使用からも帰結するであろう破滅的な人道的結末を深く懸念し、いかなる状況下においても 核兵器が決して二度と使用されないことを保証するため に残された唯一の方法として、こうした兵器の完全廃絶 が必要であるとの結論を認識し、

偶発的なものであれ、誤算によるものであれ、もしくは故意によるものであれ、いかなる核兵器の爆発によるものも含め、核兵器が存在し続けることによって引き起こされる危険に留意し、これらの危険が全人類の安全保障に関わり、すべての国がいかなる核兵器使用をも防止する責任を共有することを強調し、

核兵器の破滅的帰結は、適切に対処し得ないものであり、国境を越えること、人類の生存、環境、社会経済的発展、世界経済、食料安全保障、現在及び将来の世代の健康に深刻な影響を引き起こし、電離放射線の帰結も含め、妊婦の健康と女子に対する過剰な影響をもたらすことを認識し、

核軍縮・廃絶への倫理的命題と、国家安全保障と集団 安全保障の双方の利益に資する最上位の全地球的な公共 善である核兵器のない世界の達成及び維持の緊急性を認 識し、

核兵器使用の被害者(ヒバクシャ)と核実験の影響を 被った被災者の受け入れがたい苦難と被害に留意し、

核兵器活動の先住民に対する過剰な影響に留意し、

すべての国がいかなる時においても、国際人道法及び 国際人権法を含む適用可能な国際法を遵守する必要があ ることを再認識し、

国際人道法の原則と規則、とりわけ、武力紛争の紛争 当事者が戦闘の方法又は手段を選ぶ権利は無制限ではないという原則、区別と無差別攻撃の禁止についての規則、 攻撃の均衡性と急迫性についての規則、過度な傷害又は 無用の苦痛を引き起こす性質を持つ兵器の使用を禁止する規則及び自然環境保護のための規則に立脚し、

核兵器のいかなる使用も、武力紛争に適用される国際 法の規則、とりわけ人道法の原則と規則に反するであろ うことを考慮し、

核兵器のいかなる使用も人道の原則及び公的良心の命ずるところに相反するものであろうことをも再確認し、

国際連合憲章に従って、いかなる国の領土保全又は政治的独立に反するものであれ、もしくは国際連合の目的と一致しない他のいかなる方法によるものであれ、国はその国際関係において武力による威嚇又は武力の行使を慎まなければならないこと、国際の平和及び安全の確立及び維持は世界の人的及び経済的資源の軍備への転用を最少限にすることで促進されるべきであることを想起し、

1946年1月24日に採択された国際連合総会第1号決議と核兵器廃絶を求めるその後の決議をも想起し、

核軍縮・廃絶の進展の緩慢さ、軍事上及び安全保障上の概念、教義及び政策における核兵器への継続的な依存、 核兵器の生産、維持及び近代化のための計画への経済的 及び人的資源の浪費を憂慮し、

核兵器の法的拘束力のある禁止は、核兵器の不可逆的で、検証可能で、かつ透明性のある廃絶を含む、核兵器のない世界の達成及び維持に向けた重要な貢献となることを認識し、この目的に向けて行動することを決意し、

厳格かつ効果的な国際的管理の下での全般的かつ完全 な軍縮への効果的な前進の達成をめざして行動すること を決意し、

厳格かつ効果的な国際管理の下での全面的な核軍縮・ 廃絶へとつながる交渉を誠実に実行しかつ完結させる義 務が存在することを再確認し、

核軍縮・廃絶及び核不拡散体制の礎石として機能している核不拡散条約の十分かつ効果的な実施は、国際の平和及び安全の促進においてきわめて重要な役割を有していることを再確認し、

包括的核実験禁止条約とその検証体制の、核軍縮・廃 絶及び核不拡散体制の中核的要素としての、決定的重要 性を認識し、

当該地域の諸国間で自由に締結された取極を基礎として、国際的に承認された非核兵器地帯を確立することは、全世界と地域の平和及び安全を強化し、核不拡散体制を強めて、核軍縮・廃絶という目標の達成に寄与するという確信を再確認し、

この条約のいかなる規定も、平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を差別なく発展させる締約国の 奪い得ない権利に影響を及ぼさないと解されるべきであることを強調し、

女性及び男性の双方による平等で十分かつ効果的な参加が、持続可能な平和及び安全の促進及び達成にとって 不可欠な要素であることを認識し、核軍縮・廃絶への女性の効果的参加を支援しかつ強化することを約束し、

あらゆる面における平和軍縮教育、及び核兵器が現在 及び将来の世代にもたらす危険及び帰結についての意識 の高揚の重要性をも認識し、この条約の原則及び規範の 普及を約束し、

核兵器の完全廃絶の要求によって証明された人道性の原則を促進することにおける公的良心の役割を強調し、 国際連合、国際赤十字及び赤新月運動、その他の国際び地域組織、非政府組織、宗教指導者、議員、学術研究者、及び ヒバクシャがこの目的のために果たしている努力を認め、

以下のように合意した

2017年7月7日 関西学院大学教授 富田宏治 訳